



2003年5月14日
株式会社マンドム

自己株式の取得に関するお知らせ
(商法第210条に基づく自己株式の取得授權枠の設定)

当社は、平成15年5月14日開催の取締役会において平成15年6月25日開催予定の第86回定時株主総会に、商法第210条の規定に基づき、自己株式の取得授權枠の設定について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、商法第210条の規定に基づき、自己株式の取得授權枠を設定するものであります。

2. 取得授權枠の内容（当決議後最初の決算期について開催される定時総会終結までの期間）

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 240万株（上限）
- (3) 株式の取得価額の総額 60億円（上限）

(注)上記の内容については、平成15年6月25日開催予定の第86回定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上